

件名

信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する
件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三條第三項第七号及び第五十四條第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を次のように定める。</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三條第三項第七号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕四十 略〕</p> <p>四十一 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第六十四條第三項第七号に掲げる業務を主として営む会社に限る。次条第三十号において同じ。）</p> <p>第二条 法第五十四條第四項第七号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕二十九 略〕</p> <p>三十 貸金業者</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三條第三項第七号及び第五十四條第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者をそれぞれ次のように指定し、平成十八年四月一日から適用する。信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する件（平成五年三月大蔵省告示第六十一号）は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三條第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕四十 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>第二条 法第五十四條第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕二十九 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。